

障がい者の積極的な雇用のお願い

本県の雇用対策及び労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障がいのある方が地域の一員として共に暮らし共に働くことができる「共生社会」実現の理念の下、労働者を常時雇用する事業主には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率（2.3%）以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

令和4年6月1日現在において、山形県内の民間企業に雇用されている障がい者数は3,106.5人で、前年（3,063.5人）を上回りました。全国の実雇用率については全国平均2.25%、本県における実雇用率は2.18%で、これは全都道府県中45番目という状況です。

また、1人以上の雇用義務のある県内企業974社のうち、45.7%に当たる445社が法定雇用率未達成の状況にありますが、そのうち325社は、障がい者を1人雇用すれば法定雇用率を達成できる企業となっています。

障がい者をその特性や能力に応じた職務に配置することによって、多くの方が戦力として活躍することができ、障がいの有無、年齢、性別、国籍等の多様性を活かすことで、組織には活力が生まれます。

さらに、障がい者雇用に関する優良な取組みを行う中小企業を認定する、厚生労働省の「もにす認定制度」や、「山形県障がい者雇用優良事業主認定制度」により、広告や求人票に認定マーク等を表示することで企業PRに繋がり、人材確保の可能性も拡大するものと考えます。

山形県及び山形労働局といたしましては、引き続き連携して障がい者に対する就職支援及び事業主の皆様に対する雇入れ支援に総力を挙げて取り組んでまいりますので、貴団体におかれましても、本趣旨について特段の御理解をいただき、会員企業等への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体の益々の御発展をお祈り申し上げます。

令和5年1月

山形県中小企業団体中央会 会長 様

山形県知事 吉村 美栄子



厚生労働省

山形労働局長 小森 則行

